

裏面の記入上の注意を確認のうえ、ご記入ください。

※委任状はすべて委任者本人が記入してください。

※代理人は、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。

## 委任状

記入した日 令和 年 月 日

委任者 (頼んだ人)	住所			
	氏名	印		
	生年月日	明治・大正・昭和 平成・令和・西暦	年	月 日
	電話番号 又はFAX			

代理人 (頼まれた人)	住所			
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

私は、代理人に下記に関することを委任します。

<b>委任する内容</b> (□欄にチェックを入れ、(謄本・抄本)はどちらかを丸で囲んでください。) (注)記入漏れがないよう確認してください。※欄は必要事項を記入してください。			
戸籍関係	本籍	沖縄県那覇市	
	筆頭者	※戸籍の最初に氏名が載っている人	必要な人 ※抄本・身分証明書の場合記入
	<input type="checkbox"/> 全部事項証明 (戸籍謄本)	通	<input type="checkbox"/> 附票(謄本・抄本) 通
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明 (戸籍抄本)	通	<input type="checkbox"/> 身分証明書 通
<input type="checkbox"/> 除籍(謄本・抄本)	通	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍(謄本・抄本)	通	( ) 通	
住民票関係	<input type="checkbox"/> 住民票とう本(世帯全員)	通	必要な人の氏名 ※抄本の場合記入
	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(個人)	通	
	<input type="checkbox"/> その他( )	通	
●住民票に記載してほしい事項にチェックを入れてください。 ※マイナンバー入り住民票は、代理人に直接交付できません。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号) <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 ※マイナンバー入り住民票は、理由によって交付できないことがあります。使用目的・提出先を <input type="checkbox"/> その他必要な表示(例:旧氏、旧本籍等) 記入してください。 ※必ず裏面の◆その他を { } ご確認ください。 ↓			
使用目的、提出先を具体的に記入して下さい。 { }			
異動届	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居(市内での異動) <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他( )	※受付の際に、国民健康保険・国民年金・児童手当などの関連手続きについて確認し、手続きを行うことがあります。予めご承知ください。	
旧氏	<input type="checkbox"/> 記載の請求 <input type="checkbox"/> 変更の請求 <input type="checkbox"/> 削除の請求		

**※消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは使用しないでください。**

(文字の訂正をする場合、訂正箇所にも二重線を引き、訂正後の文字を記入してください。)

下記の者の代理人が来庁する場合は、委任状が必要です。

#### 交付請求できる者

- 「戸籍」 ⇒ ①本人等請求  
・同じ戸籍に記載されている者  
・配偶者  
・直系の者（父母・祖父母・子・孫等）  
②第三者請求 ※使用目的等の確認を行い、必要に応じ資料の提示を求めます。
- 「身分証明書」⇒ 本人または未成年者に対する親権者
- 「受理証明書」⇒ 届出人
- 「住民票」 ⇒ ①本人等請求  
・同じ住民票に記載されている者  
②第三者請求 ※使用目的等の確認を行い、必要に応じ資料の提示を求めます。
- 「住民異動届」⇒ 同じ住民票に記載されている者または法定代理人

#### ◆記入上の注意事項

委任状は委任者（頼んだ人）が代理人（頼まれた人）に、自分に関する法的な手続きを自分に代わって行ってもらおうとする「意志」を明示するものです。

・委任者（頼んだ人）本人が全ての項目について記入してください。

※やむを得ず、委任者が全ての項目について記入できない場合は、代筆委任状を記入してください。 ※代筆委任状の様式は窓口にあります。

・記入漏れ・内容に不備があるときは、手続をお断りする場合があります。

・消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは使用しないでください。

※文字の訂正をする場合、訂正箇所に二重線を引き、訂正後の文字を記入してください。

・本人と偽り、証明書の交付を受けると罰金に処せられます。

(戸籍法第133条、住民基本台帳法第46条第2号)

#### ◆その他

・個人番号カード、通知カード及び個人番号変更に関する委任は、この委任状では受付できません。

・マイナンバー(個人番号)入り住民票は代理人に直接交付できません。

本人の住所地へ郵送により交付します。(申請時に送付用封筒と切手をご用意ください。)